



市営住宅入居者募集



募集戸数…12戸（入居予定日／10月1日）

申込資格（主なもの）…

- 次の①～⑥を全て満たす人
- ①市内に3カ月以上住所があるか、市内に6カ月以上勤務している人
 - ②税金等を滞納していない人
 - ③現に同居している、または同居しようとする親族がある人
(単身可区分は除く)
 - ④入居予定者全員の収入月額合計が原則15万8千円以下の人
 - ⑤住宅に困窮している人
 - ⑥申込者および同居人が暴力団員※でないこと



※暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

募集期間…7月1日(水)～14日(火) 午前9時～午後4時45分（土曜・日曜日は除く）

※建築住宅課窓口まで持参に限る。

募集団地一覧…

	団地名	号棟	階	部屋 番号	対象	構 造	区 分	使用料 (令和8年度)	備 考
1	吉地団地	1	1階	114	老人・障がい者等	3DK	単身不可	23,200円～	EV無
2	吉地団地	1	2階	122	一般	3DK	単身不可	23,200円～	EV無
3	吉地団地	3	2階	321	一般	2DK	単身可	20,700円～	EV有
4	吉地団地	3	3階	331	一般	2DK	単身可	20,700円～	EV有
5	吉地団地	3	3階	332	一般	2DK	単身可	20,700円～	EV有
6	小篠原団地	—	1階	115	老人	3DK	単身不可	16,600円～	EV無
7	永原第1団地	2	1階	212	老人・障がい者等	3DK	単身不可	22,800円～	EV無
8	永原第1団地	2	3階	232	一般	3DK	単身不可	22,800円～	EV無
9	永原第1団地	3	4階	342	一般	3DK	単身不可	22,700円～	EV無
10	新上屋団地	1	1階	114	老人・障がい者等	2DK	単身可	20,100円～	EV無
11	新上屋団地	1	3階	134	一般	2DK	単身可	20,100円～	EV無
12	新上屋団地	4	3階	434	一般	2DK	単身可	20,900円～	EV有

※単身世帯の人が入居するためには、60歳以上などの条件を満たす必要があります。

※老人とは、入居者またはその同居親族に60歳以上の人が含まれること。

※障がい者等とは、入居者またはその同居親族に身体・精神・知的障がい者が含まれること。

- 申込書類を審査後、住宅運営委員会で選考します。
- 使用料は、入居者全員の所得等により決定するため、入居者によって金額が異なります。また、法令等の改正により、毎年変更される可能性があります。
- 全ての部屋に駐車場があります。ご利用の場合は保証金9,000円および3,000円／月の使用料が必要です。
- 別途共益費が必要です。

申し込み・問い合わせ…建築住宅課 ☎587-6322、FAX587-6960、Eメールjutaku@city.yasu.lg.jp

応援します！市民活動！市民活動促進補助金

がんばる市民活動団体の皆さんを応援する「市民活動促進補助金」の申請を受け付けます。

	初期支援型	継続活動支援型
目 的	市民活動団体の運営が軌道に乗るよう、設立初期の活動の支援	まちづくりにつなげるため、新規の事業やこれまでの事業の質を高め、新たな展開を図る活動の支援
対 象	● 設立後3年以内の団体 ● 6カ月以内に市民活動を始める団体	すでに活動している設立後3年以上の団体
補助額	補助対象経費に対し上限10万円	補助対象経費に対し上限15万円
補助期間	最長3年	最長2年
募集団体数	2団体	2団体
選考方法	書類審査およびプレゼンテーション	書類審査およびプレゼンテーション
その他	● 対象となる「団体」とは、市が定める市民活動団体としての要件を全て満たし、市に登録をしている団体のことです。 ● 食糧費は補助の対象外です。 ● 申請多数の場合は、別に定める審査基準に基づき選考します。	

※申請書等は市民協働室（野洲図書館内）にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

※詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

申請・問い合わせ…7月17日(金)までに市民協働室 ☎518-0556、FAX587-5976



申請書のダウンロード
はこちら

第71回 北村季吟顕彰記念事業俳句募集！

対 象…どなたでも

テーマ…四季雑詠（季節・題は自由、自己の作品で未発表のものに限る）

組 数…5句以内1組（1人何組でも可）

投句料…1,000円／組 ※高校生以下は無料

選 者…石倉政苑、七里源一、山田鳴子（五十音順、敬称略）

投句先・問い合わせ…9月30日(水)（必着）までに次の①～③のいずれかで北村季吟顕彰会事務局（文化スポーツ振興課内）（〒520-2395野洲市小篠原2100番地1）☎516-4568、FAX587-6961

①所定の投句用紙に必要事項を記入の上、投句料を添えて持参

②所定の投句用紙に必要事項を記入の上、郵送投句料分の郵便小為替を同封し（現金書留も可）郵送

③オンライン応募（投句料はクレジット決済のみ）

※投句原稿・投句料は返却しません。

※投句用紙は、文化スポーツ振興課、各コミュニティセンター、野洲文化ホール、野洲図書館本館、歴史民俗博物館、北自治会館に設置しています。

※投句用紙および詳細は市ホームページをご覧ください。



北村季吟画像（季吟文庫蔵、江戸時代）



オンライン応募（一般）



オンライン応募
（高校生以下）

北村季吟顕彰記念事業 季吟 俳句募集 検索

児童扶養手当 支払いの お知らせ

7月期の支払いは、7月10日(金)の予定です。

※5月・6月分の手当が対象です。

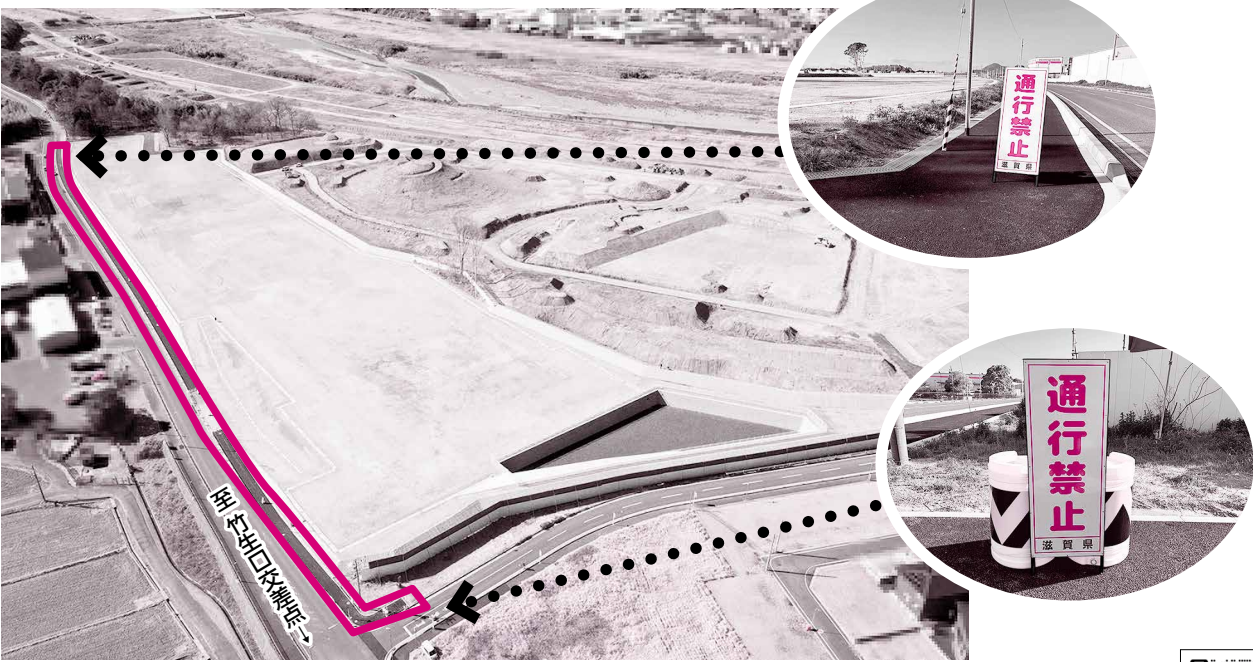
※現在受給している人が婚姻（事実婚を含む）等された場合や、受給者本人や扶養義務者が年度の途中で所得の修正申告をした場合は届け出が必要です。

問い合わせ…子育て家庭支援課 ☎587-6884、FAX586-2176

滋賀県立高等専門学校用地の造成工事が完了しました

滋賀県立高等専門学校は、滋賀県および公立大学法人滋賀県立大学が、令和10年4月の開校をめざして市三宅地先で整備を進めており、このたび、用地の造成工事（樹木の伐採・伐根等、盛土造成、雨水排水設備整備、歩道への防犯灯整備）が完了しました。皆様のご協力のもと、安全かつ円滑に工事を進めることができました。ありがとうございました。

新設予定の歩道（下写真赤線囲み部分）は、校舎等施設の建設工事を控えていることから、一部舗装していない箇所があり、工事が完了していません。舗装された部分を含めて引き続き工事区域内のため、校舎等の建設工事期間中（～令和9年度末）は通行できませんのでご協力をお願いします。



問い合わせ…市総合調整課 ☎587-6039、FAX586-2200
滋賀県総合企画部高等教育振興課高専設置準備室 ☎528-4583

県立高専設置準備の
最新情報はこちらから▶



令和7年度 個人情報保護制度と
情報公開制度の運用状況

★個人情報保護制度運用状況

個人情報保護制度は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする制度です。

自分に関する情報を知りたいときは、開示の請求をすることができます。また、市が保有する情報に事実の誤りがあるときは、訂正または削除の請求をすることができます。ただし、自分の情報であっても、請求した内容の全てが開示されるとは限りません。

- 個人情報の開示請求件数 45件
 - （内訳）全部開示件数 31件
 - 部分開示件数 6件
 - 不開示件数（文書不存在含む） 8件
- 個人情報の訂正請求件数 6件
- 審査請求件数 2件

★情報公開制度運用状況

情報公開制度は、市が保有する公文書等情報を、市民の皆さんの請求に応じて公開する制度です。

- 公文書の公開請求件数 53件
 - （内訳）全部公開件数 15件
 - 部分公開件数 30件
 - 非公開件数（文書不存在含む） 8件
- 審査請求件数 4件

問い合わせ…総務課 ☎587-6038、FAX587-4033

資格確認書等を交付します

8月1日から有効の新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中に送付します。加入している医療制度やマイナ保険証※の保有有無に応じて送付物が異なります。

※マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録を済ませたマイナナンバーカードです。登録は各自で行う必要があります。

国民健康保険制度

有効期限が令和8年7月31日の国民健康保険「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお持ちの人に送付します。

□ マイナ保険証をお持ちの人

「資格情報のお知らせ」を普通郵便で世帯主に送付します。「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関を受診できません。「資格情報のお知らせ」の有効期限は年齢等によって異なります。

※70歳未満で、過去に「資格情報のお知らせ」を交付している人には、今回新たな送付はありません。引き続き現在のものをお使いください。

□ マイナ保険証をお持ちでない人

「資格確認書」を簡易書留郵便で世帯主に送付します。新しい「資格確認書」の色は紫色です。古いもの（桃色）は、8月1日以降にご自身で適切に廃棄してください。

配達時に不在等で受け取れなかった場合は、郵便局に再配達を依頼するか郵便局の窓口で受け取ってください。郵便局での保管期間が過ぎた「資格確認書」は、一時的に保険年金課で保管しますのでご連絡ください。

新しい「資格確認書」の有効期間は8月1日～令和9年7月31日です。

※同世帯で、マイナ保険証をお持ちの人とお持ちでない人が混在する場合、「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」を別々に送付します。

★ 令和8年度版 国民健康保険のしおりについて

国民健康保険の制度や手続きについてまとめた「国民健康保険のしおり」は、右の二次元コードからご覧ください。保険年金課の窓口でも配布しています。



国民健康保険のしおり

後期高齢医療制度

現在お使いの資格確認書は、有効期限が7月31日までです。8月1日からは、マイナ保険証または、7月にお送りする資格確認書（薄緑色（うすみどり色））をお使いください。

現在お持ちの資格確認書（薄橙色（うすだいだい色））は、市役所へ8月以降に返却いただくか、ご自身で細かく裁断するなどして処分してください。

□ 「資格確認書」の対象者

- 85歳以上の全員（申請不要）
- 85歳未満の人で、マイナ保険証をお持ちでない人（申請不要）
- 上記以外の人で、次のいずれかに当てはまる人は申請することで「資格確認書」が交付されます。
 - マイナ保険証を保有しているが、マイナ保険証での受診が困難等の理由のある人（要配慮者）
 - マイナナンバーカードを更新中、または紛失・破損し一時的に使用できない人
 - DV被害者等支援措置の対象となっている人

□ 「資格情報のお知らせ」の対象者

- 85歳未満の人で、マイナ保険証をお持ちの人（要配慮の登録をされた人等を除く）

★ 令和8年度の保険料の額を7月にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者に、令和8年度の保険料の額や支払い方法についての通知書を、7月に郵送します。

※令和8年度からは、従来の保険料（医療分）に加えて、子ども子育て支援金分の保険料を負担いただきます。

※令和8年度の保険料は、令和7年中の所得にもとづいて計算されます。

※通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額が公的年金から引き落とされます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

後期高齢者医療資格確認書		有効期限	令和9年7月31日
被保険者番号	01234567	性別	男
氏名	広城 太郎	生年月日	昭和25年5月1日
生年月日	昭和25年5月1日	資格取得年月日	令和8年5月1日
交付年月日	令和8年8月1日	資格喪失・有効期日	1割
請求区分・有効期日	区分A	令和8年8月1日	
異動・入居・転居・退居・有効期日	区分A	令和8年8月1日	
請求区分・有効期日	3 9 2 5 2 0 1 0	令和8年8月1日	
請求区分	後期高齢者医療広域連合		
請求区分	「山形市」(要配慮)		
住所	大津市京町4丁目3番28号		
氏名	広城 太郎		
被保険者番号	01234567		
一部負担金割合	1割		
有効期限	令和9年7月31日		

▲後期高齢者医療資格確認書

問い合わせ…保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177

福祉医療費受給券更新のお知らせ

市が行っている次の福祉医療費助成制度のうち、②～⑥の制度を利用している人は、お持ちの受給券の有効期間が7月31日までです。所得要件等を審査した上で、8月以降も引き続き助成対象となる人には7月中に新しい受給券を郵送します。また、更新申請書や確認書類の提出が必要な人には別途案内を送付しますので、提出してください。

助成種別	助成対象
①子ども	未就学児・小中学生・高校生世代
②重度障害者	●身体障害者手帳が1～3級の人 ●療育手帳がAの人 ●特別児童扶養手当支給対象児童で1級の人 ●精神障害者保健福祉手帳が1級の人 ●療育手帳がB 1かつ精神障害者保健福祉手帳が2級の人
③ひとり親家庭	ひとり親家庭で18歳未満の子どもを扶養している人およびその子ども
④ひとり暮らし(高齢)寡婦	母子家庭で18歳未満の子どもを扶養していたことがあり、1年以上ひとり暮らしをしていて今後も継続する予定の75歳未満の寡婦
⑤低所得者老人	●住民税の所得割が課せられていない世帯に属する65～74歳の人 (別世帯でも同地番に居住の実態があれば課税状況の確認の対象となります。) ●1年以上ひとり暮らしで今後も継続する人等
⑥精神科通院	精神障害者保健福祉手帳が1級、2級の人かつ、自立支援医療受給者証(精神通院医療)の交付を受けている人

※所得制限(配偶者・扶養義務者を含む)などにより、対象とならない場合があります。

※②～⑥の制度を利用している人で、受給券、更新申請書、受給資格の喪失通知、確認書類の提出依頼通知のいずれかが7月24日(金)までに届いていない人はご連絡ください。

※助成を受けていない人で、対象だと思われる人はお問い合わせください。



市ホームページ

問い合わせ…保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177

国民年金保険料免除等の申請のお知らせ

国民年金保険料を納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、申請手続きをしてください。

なお、令和8年度分(7月分～令和9年6月分)の免除等の受け付けは7月1日から行います。申請時点から2年1カ月前の月分までさかのぼり申請することができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある人は、ご相談ください。

免除・猶予申請はマイナポータルを利用した電子申請ができます。詳細は日本年金機構のホームページ(<https://www.nenkin.go.jp>)をご確認ください。

問い合わせ…草津年金事務所 ☎567-2220

市保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177

犯罪のない明るい社会をめざすために

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

犯罪や非行から立ち直ろうとする人に寄り添い、再出発を支える更生保護に関わるボランティアの人がいます。面接や相談をはじめ、学校訪問等を通じての非行予防活動や子育て支援活動にも取り組み、地域の安全と子どもたちの未来を守っています。ボランティアの皆さまの思いとその活動について紹介します。

保護司とは

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、保護観察所などと協力し、立ち直ろうとする人が地域社会の一員として生きていくためのサポートをしています。市では、12人が活動されています。

保護観察

犯罪や非行をした人に対して、更生を図るため指導や生活上の助言、就労の援助などを行います。



生活環境の調整

少年院・刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰できるよう、帰住先の調査、引受人との話し合いなどを行います。



犯罪・非行予防活動

犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるための啓発活動などを行います。



寄り添うことが、明るい未来への一歩に

犯罪や非行をした人の変わろうとする気持ちに寄り添い、見守り、励ますことで成長する過程に関われるのは保護司活動のやりがいとも言えます。

対象者と直接関わるだけでなく、犯罪や非行を未然に防ぐために学校訪問等も行っています。そうした活動が、子どもたちが安心して成長できる地域づくりにつながると考えています。

あなたも地域を見守る一員に

守山保護区保護司会では、年間数回の研修を通し、自己研鑽に努めています。

保護司の活動に興味がある人は守山・野洲更生保護サポートセンター（☎584-5702）までお問い合わせください。



子どもたちの笑顔を支える更生保護女性会

私たちは、子育て支援活動を中心にを行っています。中主幼稚園では、「ちょこっとボランティア」を実施しました。もともとはPTA活動を支える託児支援として始まった取り組みが、地域ぐるみで子育てを応援する活動へと広がりました。ほかにも登下校時の見守り活動や地域の夏祭り、小中学校への図書カードの贈呈など地域の皆さんとともに活動しています。

会の活動を通じて人とのかわりが深まるのが、私たちの喜びにもつながっています。更生保護女性会では、新たな仲間を募集しています。一緒に喜びを分かち合いませんか。



更生保護女性会とは

犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助けることを目的とするボランティア団体です。市では約100人が、青少年健全育成の活動などに取り組んでいます。ピンクのベストが更生保護女性会の会員のしるしです。

犯罪・非行予防活動

子どもたちへの声かけ・見守りなど犯罪や非行を未然に防ぐための活動を行っています。



地域との連携・協働

地域行事や奉仕活動の実施を行っています。また、ミニ集会を開催し、地域の人と地域の課題などの話し合いを行っています。



子育て支援活動

子育て中の親を支え、地域ぐるみで子どもを見守り育てる活動を行っています。



7月は「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間です



「社会を明るくする運動」ってどんな運動なの？

犯罪のない明るい社会をみんなであげず運動のことだよ。



更生ペンギンのホゴちゃん
(法務省)

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。令和8年で76回目を迎えます。



社会を明るくする運動について

問い合わせ…社会福祉課 ☎587-6024、FAX586-2177